恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五　〃
〇九二林班ろ小班地内
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五　〃
〇九二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇五林班ろ小班まで　〃
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五　〃
一〇五林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇七林班ろ小班まで　〃
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五　〃
一〇七林班ろ小班地内
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五　〃
一〇七林班ろ小班地内
供用開始の期日　平成二十四年十月二十二日

人事異動

内閣府

相澤　好治　有本　香　安藤　立美
岩井　宜子　大久保満男　川端　博
里見　進　野口貴公美　平岩　幸一
横倉　義武

死因究明等推進会議委員に任命する（各通）（十月十七日）

最高裁判所

判事補兼簡易裁判所判事　岡部総理子

広島地方裁判所判事補に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第１条の規定により判事の職務を行う者に指名する
広島簡易裁判所判事に補する（十月十七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月十八日午後二時四十三分御出門、調停制度施行九十周年及び日本調停協会連合会創立六十周年記念式典に御臨席のため、国立劇場（千代田区）へ行幸啓、午後三時二十九分還幸啓になった。

退官

○定年退官
簡易裁判所判事田中孝明は十月十六日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年10月22日

総務大臣　樽床　伸二

1　訓練の実施期日及び時間　平成25年１月22日（火）から同月24日（木）までの３日間、毎日午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１ 札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23 仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１ 九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60 金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１ 名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44 大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５ 日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１ 熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市旭町１―９ カフーナ旭橋Ｂ―１街区５Ｆ

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成24年11月１日（木）から同月30日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成24年11月30日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

5　その他

(1)　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

(2)　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

(3)　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

(4)　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年十月九日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十四年十月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	南巨摩郡身延町和田地内の確定図及び調査簿	山梨県南巨摩郡身延町和田字平林の一部
農林水産省	国営農地再編整備事業由仁地区１工区確定測量図及び換地計画書	北海道夕張郡由仁町字岩内及び東三川の各一部